

任意継続被保険者制度について

退職の日まで継続して2か月以上被保険者であった人が、健康保険の被保険者資格を喪失した後に最長で2年間継続して健保組合の被保険者となれる制度です。

在職中に被保険者であったときと同様の保険給付を受けることができますが、傷病手当金、出産手当金については支給されません。（退職時に継続給付の要件を満たしている場合は支給されます。）

1. 加入資格要件

- (1) 退職日まで継続して満2か月以上被保険者として加入期間を有する方
- (2) 退職日の翌日から20日以内に加入申請をされた方

《注意事項》

- ・被保険者が資格喪失時に任意に希望して加入する資格ですので、その後の届出・保険料納付などの義務は加入者自ら追うこととなります。
(健保組合は督促などをいたしません。)
- ・退職理由が“倒産・解雇などによる離職”や“雇い止めなどによる離職”等の場合は、退職日の翌日から翌年度末までの間、国民健康保険料(税)が軽減されます。
加入手続きされる前に、保険料額等を比較検討されたうえで手続きをお願いします。
※ 軽減措置の詳細については、お住まいの市区町村の国民健康保険課へお尋ねください。

以上の事項を予めご理解いただいたうえで、加入を検討してください。

2. 保険料

2.1 健康保険料

任意継続被保険者の健康保険料は、被保険者であった場合と同じように、「標準報酬月額×保険料率」によって計算されますが、任意継続被保険者の「標準報酬月額」は、下記のとおりとなります。

- (1) 2024年4月1日以降に資格取得した任意継続被保険者
本人退職時の標準報酬月額
- (2) 従前の(2024年3月31日以前に資格取得した)任意継続被保険者
次のいずれか低いほうの額となります。
 - ・本人退職時の標準報酬月額
 - ・健保組合の前年9月末の平均標準報酬月額

また、保険料は事業主負担分がなくなりますので、全額を個人で負担することになります。なお、40歳以上65歳未満の人は介護保険料も全額自己負担となります。

※ 標準報酬月額や実際の保険料については、健保組合にお問い合わせください。

(1) 保険料徴収開始

任継制度加入月分から徴収します。

在職時の健康保険料は給与からは1か月遅れで徴収されているため、任継制度の健康保険料と重複して徴収することはありません。

(2) 保険料の前納制度(割引あり)

保険料は毎月払いのほかに「半年払い」「一年払い」の前納制度があります。

前納する場合は保険料の割引が適用されます。

(3) 保険料の見直し

保険料は毎年4月に見直します。

※前年9月末における全被保険者の標準報酬月額により任意継続被保険者の標準報酬月額上限が見直されます。

(4) 保険料の納付方法

保険料は日立ジョンソンコントロールズ空調健保の指定口座への振込により納付頂きます。

・資格取得日の保険料は納付書の期日までに納付をお願いします。

・翌月分からは、その月の10日までに納付願います。

(10日が土日祝日の場合は翌日(平日)が納付期限日になります。)

《注意事項》

10日(納付期限日)までに納付されない場合、その月の11日(納付期限翌日)で被保険者資格を喪失しますのでご注意ください。

(5) 保険料負担と徴収

保険料は全額ご本人負担で、事業主負担はありません。

また、在職時と同様に世帯単位での徴収となります。

2.2 介護保険料

40歳～64歳の被保険者の介護保険料は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保から徴収されます。

なお、65歳以上の被保険者および被扶養者の介護保険料は、お住まいの市区町村から徴収されます。

3. 被扶養者

在職時と同様の扶養認定基準となります。

詳細は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保のホームページ内の、「各種手続き」の「扶養家族について」をご確認ください。

4. 資格喪失要件

次の(1)～(6)の理由以外で脱退することはできませんのでご注意ください。

(1) 加入期間(最長2年間)が満了したとき

(2) 保険料を納付期日までに納めなかったとき

- (3) 再就職をして他の健康保険の被保険者になったとき
- (4) 75歳になったとき(後期高齢者制度へ移行)
- (5) 亡くなったとき
- (6) 資格喪失を希望する旨を組合に申し出たとき※

※「任意継続被保険者資格喪失申出書」を健保組合が受理した翌月 1 日が喪失日となります。

《注意事項》

- ・保険料を納付期限までに納付されなかった場合は、資格喪失となり再加入できません。
- ・「資格取得日から 2 年を経過したとき」「満 75 歳となったとき」は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保から手続きのご案内を自宅宛てに送付しますが、それ以外の理由で脱退する場合はすみやかに日立ジョンソンコントロールズ空調健保宛にご連絡願います。
- ・脱退時に過払い分の保険料がある場合は、精算のうえ返金します。
 ※返還請求書を提出されてからの返金となります。
- ・資格取得と同じ月に資格喪失される場合は、その月分の保険料を徴収します。
 例：4 月 1 日付任継制度加入→4 月 25 日任継制度喪失
 (同月内に資格取得と資格喪失が発生)
 ⇒日立ジョンソンコントロールズ空調健保で 4 月分の健康保険料を徴収します。
 (日割り計算ではありません)

(参考) 任意継続被保険者制度加入満了日(資格取得日から 2 年)において、資格喪失前に、特例退職被保険者制度の加入案内を同封します。

特例退職被保険者制度への加入を希望される方は、あらかじめ必要書類を準備して日立ジョンソンコントロールズ空調健保宛にお申込みください。

なお、任継制度から特退制度への切り替えは、任継制度加入満了後(2 年後)となり、任継制度加入期間中の切り替えはできないことを予めご承知置き願います。

5. 保険給付

- (1) 病気やけがをしたときの医療費に対する給付および自己負担の割合

	被保険者	被扶養者
70歳未満	7割給付 (自己負担3割)	7割給付(自己負担3割) ※ 但し、小学校入学前は 8割給付 (自己負担 2割)
70歳～74歳	7割給付(自己負担3割) ※ 但し、年金等の収入額が一定基準額未満の場合は、申請により 8割給付 (自己負担 2割)	

- (2) その他の給付

傷病手当金および出産手当金を除き、原則として在職中に受けられていた保険給付と同様の給付を受けることができます。

(3) 高額療養費制度と付加給付制度

入院などで自己負担額が高額になったときのために、高額療養費制度が設けられており、自己負担分が一定額を超えた場合は、それ以上負担しなくてよいことになっています。

高額療養費制度のほかに、日立ジョンソンコントロールズ空調健保独自の制度として付加給付制度があります。付加給付は、自己負担額(1 か月ごと、1 人ごと、医療機関ごと、外来・入院別、医科・歯科別)が 25,000 円を超えた場合、超えた額(1,000 円未満は切り捨て)が給付されます。

(4) 給付金の支払い

給付金が発生した場合は、資格取得申出書に記載された登録口座への振込により給付します。

6. 保健事業

基本的には在職時と同様となります。

(1) 健診補助制度

各種健診費用補助を受けることができます。

(任継制度には事業主負担分がないため、健診費用の個人負担額が増えることがあります。)

(2) JCH健康ポータルサイト(マイヘルスプラン)は引き続きご利用いただきます。

3. 申出手続き(提出書類等)

(1) 加入する場合

加入にあたっては、「任意継続被保険者資格取得申出書」を健保組合に提出してください。

手続き完了後、任意継続被保険者としての保険証を交付します。

(保険証の記号も変更されます。)

(2) 資格喪失する場合

・資格を喪失すると「保険証の返却の手続き」が必要です。資格喪失後に、誤ってその保険証を使ってしまった場合には、その受診に係る医療費は返金していただきます。

※「高齢受給者証」や「特定疾病療養受領証」「限度額適用認定証」などの交付を受けている場合は、それらも返却してください。

・再就職により他の健康保険の被保険者となったことにより資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」を健保組合に提出してください。

《提出先》 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 21 番 12 号
S-FRONT 代々木ビル 2F
日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合 事務処理センター
TEL 03-6384-1530

(3) 申出書様式

申出書などの様式は、JCH 健保ホームページ(<https://www.jch-kenpo.com>)の「各種手続き」_「退職したとき」_「任意継続被保険者制度」の詳細は「こちら」にて掲載されていますので、ご確認願います。

4. その他

- (1) 被扶養者に異動があった場合、住所が変更となった場合、保険証を紛失したなどの場合は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保までお問合せください。
- (2) 翌年度の保険料のご案内は、毎年3月上旬頃にご自宅へ送付します。

以 上

更新日：2024年2月28日